

奈良県地域材認証センター規約

(名称)

第1条 このセンターは、奈良県地域材認証センター（以下「センター」という。）と称する。

(事務局)

第2条 センターの事務局は、奈良県橿原市内膳町5丁目5番9号奈良県木材協同組合連合会内に置く。

(目的)

第3条 このセンターは、「奈良県産材証明」と「奈良県地域認証材認証」に関する業務を適正に実施し、「奈良県産材」と県内産木材を原材料とする品質・性能の確かな「奈良県地域認証材」の安定的な供給体制の構築を通して、県産材の利用促進を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 第3条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 奈良県産材の証明に関する事業
- (2) 奈良県地域認証材の認証に関する事業
- (3) 奈良県産材及び奈良県地域認証材の普及啓発に関する事業
- (4) その他センター事業の目的を達成するために必要な事業

(構成)

第5条 センターは、奈良県木材協同組合連合会と奈良県森林組合連合会から構成する。

- 2 センターは、前条に掲げる事業を円滑に推進するため、委員会を置くことができる。

(役員)

第6条 センターに、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1名
 - (2) 副理事長 1名
 - (3) 理事 8名以内
 - (4) 監事 2名
- 2 役員は、理事会において選任する。
 - 3 役員任期は、3年とする。ただし、前任者の辞任等のために選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
 - 4 センターは、必要に応じて顧問を置くことができる。

(役員職務)

第7条 理事長は、センターを代表し、センターの業務を執行する。

- 2 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、その職務を代理し代行する。
- 3 理事は、法令及びこの規約並びに理事会の決議を尊重し、センターのため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(調査・検査)

第8条 センターは、奈良県産材証明の厳格化を図るため調査・検査を実施する。

- 2 調査員・検査員の任命及び調査・検査内容は、別途定める。

(理事会)

第9条 このセンターの会議は、理事会とする。

- 2 理事会は、理事をもって構成する。
- 3 理事会は、センターの運営に関する事項を議決する。
- 4 理事会は、理事長が招集する。
- 5 理事会の議長は、理事長がこれにあたるものとする。
- 6 理事会は、センターの公平な運営を期するため、行政関係者を招聘し、意見を求めるものとする。

(事業年度)

第10条 センターの事業年度は、毎年4月1日より翌年の3月末日までとする。

(会費)

第11条 センターの経費は、会費、寄付金、事業収入及びその他の収入をもって充てる。

- 2 会費の徴収方法は、理事会が定める。

(事業計画書及び収支予算書)

第12条 センターは、毎事業年度ごとに事業計画及び予算を作成しなければならない。

- 2 センターは、毎事業年度ごとに事業報告書を翌事業年度の5月31日までに作成しなければならない。
- 3 監事は、監査を行い、これに意見を付さなければならない。

(その他)

第13条 この規約に定めのない事項又は疑義が生じたときは、理事会において協議して定める。

附 則 この規約は平成17年12月 1日から施行する。

平成18年 5月23日 改正

平成23年 4月 1日 改正